

三 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十三号）

改正案	現行
<p>銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第七号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率</p> <p>（持株レバレッジ比率）</p> <p>第二条 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第七号に規定する金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率は、次の算式により得られる比率をいう。</p> $\text{持株レバレッジ比率} = \frac{\text{資本の額}}{\text{総付金メンバーの総額}}$	<p>銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率</p> <p>（持株レバレッジ比率）</p> <p>第二条 銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項第一条第一項第六号の規定に基づき、金融庁長官が別に定める持株レバレッジ比率は、次の算式により得られる比率をいう。</p> $\text{持株レバレッジ比率} = \frac{\text{資本の額}}{\text{総付金メンバーの総額}}$